

# 河合町議会会議録

令和3年 12月15日 開会

河合町議会

## 令和3年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

### 第4号（12月15日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第45号の委員長報告、討論、採決	4
○議案第46号から議案第48号の委員長報告、討論、採決	5
○議案第49号、議案第54号の委員長報告、討論、採決	8
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議員発議第9号の上程、説明、討論、採決	19
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	20
○閉会の宣告	20
○署名議員	23

令和3年12月15日（水曜日）

（第4号）

## 令和3年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和3年12月15日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第45号 令和3年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第46号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 3 議案第47号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 4 議案第48号 河合町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
- 日程第 5 議案第49号 河合町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第54号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び  
規約の変更について
- 日程第 9 議案第55号 令和3年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第10 議員発議第9号 コロナ禍による米価下落対策を求める意見書について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（13名）

1番	森 光 祐 介	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杵 本 光 清
9番	大 西 孝 幸	10番	馬 場 千恵子
11番	岡 田 康 則	12番	西 村 潔
13番	谷 本 昌 弘		

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	清原正泰	参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本剛
企画部次長	佐藤桂三	総務部次長	小野雄一郎
福祉部次長	小山寿子	まちづくり 推進部次長	中島照仁
広報広聴課長	桐原麻以子	財政課長	新井俊洋

---

#### 会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（梅野美智代） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和3年第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告

○議長（梅野美智代） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、長谷川伸一議会運営委員長より報告願います。

○7番（長谷川伸一） はい、梅野議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果をご報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務常任委員会で審議されました議案第45号。

厚生常任委員会で審議されました議案第46号、第47号、第48号。

経済建設常任委員会で審議されました議案第49号と第54号の審議終了後、本日追加されました議案第55号、議員発議第9号を上程し、審議いたします。

また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査が上程されております。

以上、ご報告終わります。

○議長（梅野美智代） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたします。

---

◎議案第45号の委員長報告、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第1、議案第45号を総務常任委員会に付託しておりますので、大西孝幸総務常任委員長より報告を求めます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

12月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第45号について12月9日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第45号 令和3年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出については、文書広報管理費で、広報紙等の作成ソフト使用料の4年分の先払い理由、備品購入の大型モニターの購入金額について質疑がありました。市町村会からデジタルトランスフォーメーションの推進支援交付金として230万円交付されるので、これまで買取りだった広報紙等の作成ソフトがクラウド形式の月額払いになったことに伴い、可能な限り交付金を充当するため4年分を先払いとした。また、大型モニター購入の内訳としては、モニター2台とモニターに使用するパソコン2台で、なお、モニター1台分の金額は約15万円で購入予定との回答がありました。パソコン等についてはリースを原則としているが、今回、交付金の対象となることから買取りとしたとの回答がありました。そのほか4名の委員外議員からの質疑があり、答弁がされました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（梅野美智代） 議案第45号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第45号 令和3年度河合町一般会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第46号から議案第48号の委員長報告、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第2、議案第46号、日程第3、議案第47号、日程第4、議案第48号を厚生常任委員会に付託しておりますので、岡田康則厚生常任委員長より報告を求めます。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る12月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第46号、47号、48号について12月9日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第46号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出については、葬祭費について、金額、周知方法について質疑があり、死亡届の提出の際、国民健康保険窓口での手続の際に、時に葬祭費の申請案内を行っており、金額は奈良県内同じで3万円となっているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することになりました。

議案第47号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。歳出では、今回2,100万円の保険料増額の理由はどことの質疑があり、賦課対象人数の見込みに誤り及びコロナによる減収が見込みより少なかったことが要因ではないかと考えているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第48号 河合町予防接種健康被害調査委員会条例の制定については、条例の制定について説明を受け、予防接種を受けて健康被害届が出た場合の因果関係や被害調査委員会の開催等はどういう流れになるのかという質疑があり、本人や家族からの申出、また、医療機関



へ受診した場合、そこから報告や申請があり、その後、調査委員会を開催することになるとの答弁、また、調査委員会の人数は8名以内となっているが、実際に何名とする予定かとの質疑に、地区医師会の先生の判断によるが、学識経験者の方等も入り5名から6名ぐらいの体制との答弁がありました。その他、予防接種を打つ際の事故等が起こらないように手だてや予防、システムはあるのか、また、医師の日額報酬はこれで妥当なのかとの質疑がありました。その他、委員外議員1名から質疑がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（梅野美智代） 議案第46号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） これより議案第46号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第46号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（梅野美智代） 議案第47号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより議案第47号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第47号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、

委員長報告のとおり可決されました。

○議長（梅野美智代） 議案第48号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○2番（常盤繁範） 異議あり。討論を求めます。

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか、賛成討論ですか。

○2番（常盤繁範） 賛成討論をさせていただきます。

○議長（梅野美智代） 賛成討論を許します。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、賛成の討論をさせていただきます。

私、厚生常任委員会の委員でございまして、この第48号議案、こちらの河合町予防接種健康被害調査委員会条例、こちらの部分について委員会において質疑をさせていただきました。

その中において、第2条、所掌事務のところの部分の解釈といたしますか、どういった形の手続が行われているかというところの部分で何度か担当の次長のほうに質疑を求めた形だったんですけども、分からないところがやはりありまして、不明瞭なところがあるということで、私、反対をさせていただいております。

しかしながら、この最終日の本会議までに、所掌部署であります福祉部のほうから全議員に対してもプリントで配付されていると思いますが、第2条の部分の町長の求めに応じのところの意味合いについての回答を文書、それと、健康被害に対してどういう形を行っていくかというところの部分で、また答弁の形として回答の文書を提出していただいております。

私が最終的に聞きたかったこととしましては、厚生労働大臣にどういう形の申請が行われるのかというところを確認したかったところもありまして、それに対して、しっかりと進達を行った形で最終判断をするのは厚生労働大臣のほうであるというところの部分が明確に分かりましたので、賛成の形を取りたいと思ひまして、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（梅野美智代） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第48号 河合町予防接種健康被害調査委員会条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第49号、議案第54号の委員長報告、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第5、議案第49号、日程第6、議案第54号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、坂本博道経済建設常任委員長より報告を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

12月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第49号、第54号について12月10日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第49号 河合町空家等対策の推進に関する条例の制定については、条例の順に質疑を行い、4条では義務化されているのに、5条で所有者はなぜ努力義務なのかとの質疑があり、第3条基本理念を達成するため、行政はしなければならない施策であり、強い義務規定で表現し、5条のほうは法の中で具体的に所有者との責務とうたわれているため、条例上ではあえて弱い表現をしたとの答弁がありました。また、立入調査について、管理不全空き家と特定空家の判断基準について相続財産管理制度や申立てに必要とする予算計上について等の質疑がありました。また、委員外議員から質疑は2名の方からあり、答弁がなされました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第54号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更については、理事者より説明を受けました。磯城郡3町がいつ企業団として広域水質検査センターに参加するのかとの質疑があり、今年度に各3町と県で協定が結ばれ、令和4年4月1日から企業団が設立され、参加の検討を進めているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（梅野美智代） 議案第49号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○5番（中山義英） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） はい。反対討論ですか、賛成討論ですか。

○5番（中山義英） 賛成です。

○議長（梅野美智代） はい、中山議員。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（梅野美智代） はい。

○5番（中山義英） 河合町空き家等対策の推進に関する本条例につきましては、内容的には取りあえず賛成の立場ですが、3点だけ指摘しておきます。

まず1点目として、12月議会に上程された本条例は、何か所か語尾の言い回しに気になるところもありますが、6月に比べ内容は格段に充実し、やっと条例に魂が入ったかなと判断します。

しかし、条例の制定に当たっては、空き家に対する所有者の責務、町民の役割などの規定があるにもかかわらず、9月議会で可決されたパブリックコメントは実施されておらず、相変わらず住民の意向を無視した河合町のやり方には不満を持ちます。

2点目は、担当者の知識等のレベルアップです。

さきの建設常任委員会において、議員の質問に対して的確に答弁できない場面もあって、来年の2月1日から、いざ本番となったときに大丈夫かなという不安があります。現場では誰も守ってくれません。恥をかくのは職員自身です。2月1日までまだ少し時間があるので、職場内で勉強会などを行って、もっと知識の修得・向上に努めていただきたいと思います。

3点目は、これもさきの建設常任委員会で言いましたが、条例を制定したときに一番肝に銘じておくこととなりますが、本条例の場合、助言・指導・勧告などの行政指導を条例に規定したことで、空き家の所有者に対して、職員は堂々と空き家等の条例に基づいて行政指導を行っていると言えますが、一方で、行政に対する責任追及の観点から助言・指導・勧告などの行政指導を条例に規定したことは、その権限を適切に行使する義務が行政側に生じ、権限の不行使が違法であるとして法的責任を負う場合があります。そうならないためにも、職員が迅速かつ適切に対応できるように、河合町としてしっかりとした組織体制を構築しておく必要があると考えます。

以上3点が私からの賛成としての立場ですけれども、指摘事項です。

以上です。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第49号 河合町空家等対策の推進に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（梅野美智代） 議案第54号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第54号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） それでは、理事者のほうより追加議案第55号について提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（梅野美智代） 田中副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案の説明をいたします前に、この議案を急遽上程をさせていただいた経緯についてご説明をさせていただきたいと思います。

ご存じのように、町長就任以来、再三、県に要望しておりました。非常に、重症警報が出されるような財政が悪化しております。それで、町のほうでも独自で健全化計画を邁進しておりますが、県のほうでも何らかの支援をいただきたいということで要望しておりました。

令和2年度、新規でその支援策を制定をしていただきました。それで、それ以降、参事、総務部長を中心とするプロジェクトチームを町のほうに設置をいたしまして、約9か月、昼夜を問わず、県のほうと勉強会を開催をいたしました。その結果、当初、政府の借入金1億3,550万円を借入れする、これについて何らかの無償の貸付金を県から貸し付けようということになっておりました。

それで、先日12月3日の全員協議会においても、借り換えるための県の無利子貸付金の説明をさせていただきましたが、その後、再三にわたって要望いたしました結果、市中銀行資金を借り換えるための要望についてもほぼ内諾をいただきまして、5,444万6,000円を無償で貸し付けていただけるということに至りました。その結果、約661万6,000円の繰上げ償還に係る補償金が発生をいたします。これについても、無償貸付けではまた返さなければならぬんじゃないかということでお願いをいたしました結果、これにつきましては補助金として県から補助をいただくということになりました。宇陀市と平群町、河合町が財政健全化計画に最善努力をしているということが県に認められた結果ではないかなというふうに自負しております。

すみません。長くなりました。

それでは、今定例議会に上程いたしました1案件についてご説明をいたします。

なお、急遽ご提案させていただきます経費の中で、1点忘れていました。

政府の借換え申請の期限が1月14日に迫っております。それで、受皿の財布を用意しないと受けられないような状況も発生をいたしますので、急遽、今議会に追加上程をさせていただいたということでございます。

それでは、議案第55号 令和3年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、奈良県と河合町との財政健全化の推進に関する覚書の締結に伴いまして、財政支援に関する予算について補正するものでございます。

第1条お開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億9,651万6,000円を追加いたしまして、予算総額を74億6,321万2,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、3ページをお開きください。このことにつきましては、1事業の借入限度額を表のとおり定めまして、起債の限度額を合計7億2,546万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出から順にご説明をいたします。

10ページをお願いをいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費では、歳入歳出総額を同額にするための財源調整といたしまして8万9,000円減額するものでございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金では、政府資金及び市中銀行資金の既発債の一部を繰上償還するとして、1億8,998万9,000円の増額、同じく、目2利子では、繰上償還に係る補償金といたしまして661万6,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

8ページをお開きください。

款16県支出金では、繰上償還に係る補償金の全額を補助するとして661万6,000円を増額。

款22町債では、県市町村振興資金により無利子の借換えを実施するとして1億8,990万円を増額するものでございます。

以上、追加上程いたしました1案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（梅野美智代） 日程第9、議案第55号 令和3年度河合町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 副町長、経緯説明ありがとうございました。よく理解できました。

そこで質問します。

政府系金融として1億3,550万ご説明、無利子での貸付けのご利子、事前説明いただきました。それで、今回、約5,440万、市中銀行からの借入れに対する無利子貸付金の援助が決まったことなんですが、本町においては、市中銀行としましてはN銀行とY銀行の2行がでございます。

そこで質問します。

今回、借入の無利子となる支援のある地方債に対するあれは、2行の銀行から借りた地方債なのか、それとも1行になるのか、そこら辺の詳細なことを差し支えないところでご説明ください。

市中銀行においては、N銀行、Y銀行の令和2年度の決算資料で説明の資料いただいていますんで、それを見ますと、1%を超える地方債はあまり多くございません。どのような基準で、金利何%以上のものに対する支援をいただけるのか、そこら辺を教えていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 今回、追加となりました市中銀行分でございますけれども、大和信用金庫のものでございます。

あと、利率につきましては、起債の対象というのは3つございまして、利率としましては0.36%、0.605%、0.664%のものが対象となっております。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 2回目の質疑させていただきます。

今、Y銀行の地方債の対象ということで聞いたんですけれども、N銀行に対する、N銀行は1%以上の地方債が残として残っていますが、約1億5,400万ほどあるんですけれども、それらはなぜ対象にならなかったのか、ご説明していただけますか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 今回、対象となりました大和信用金庫でございますけれども、金銭消費貸借契約によりまして補償金が不要とされております。



一方で、ほかの銀行につきましては補償金が発生するというので、今回はこの銀行となったというものでございます。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この件につきましては、その前提にあります健全化計画について、今、議会のほうにも、言わば説明をしていただいている途中のいうふうに理解しています。

そういう中で、今回、まだ説明が十分終わっていないという段階で補正予算としてそれを進めるということについて、そこ急がなければいけない理由、先ほどちょっと説明ありましたけれども、やっぱり丁寧に進める必要があると思いますので、そうしなくても本来はできたのではないかという、要するに、説明終わって、先ほど言った1月14日までにそれを申請をして、そして、きちっと了承を得て、それでやるという手続でよかったのではないかと思います。県のほうというのは確実なのかということが1点です。

それから、もう一つ、中身につきましてですが、利子の補償ということで約661万計上されていますけれども、この件については、前回説明を受けたときに、政府系の分で借換えについてのときも説明があったと思うんですが、今度、市中銀行のやつもその対象になるわけですけれども、そちらのほうではこういう利子に関する補償というんですか、新たに発生しているという状況はないんでしょうか。

もう一つ、大きな意味で、当然これは健全化計画を前提にして借り入れますが、その計画の中身のところで、やはり住民のサービスを基本的落とさずにとということがこれまでありましたが、その中で、とりわけまほろばホールと、それから豆山の郷について、休止を検討となっておりますけれども、この計画の中ではそれは実施することを含めた効果額となっていると思いますけれども、そのことをもう一度確認したいのと、その金額は幾らだということを考えているんかということをもう一度確認したいと思います。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） すみません。まず1点目、県の部分が確定なのかというところでございます。先ほど副町長からも説明させていただきましたとおり、ほぼ確定という形の部分ということになっております。

2点目としまして、市中銀行に対しての利子ということ。その部分が補償金がないの

かというところですが、市中銀行につきましては、大和信用金庫につきましては補償金がないと、それに対する補助というのは、ただ、県としては補助はできないということになっております。

あと、休止の検討というところでございますけれども、あくまでも現在、今、健全化策の中に入れさせていただいておりますので、当然、金額のほうもある一定の年度からという形で、その部分は載せさせていただいておりますけれども、当然ですが、住民の皆様の理解を得ながらやっていくと、進めていくという形が大前提ということになっております。

以上です。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） あと一点ですが、これを県のほうで承得たとしたら、この分についての、言わば借入れ自身は、実際の執行というのは年度内3月までに実行されて、現金と言うとあれですけども、それが入ってくるという状況になるのでしょうか。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 県の貸付金につきまして、県の貸付金と、あと、この繰上償還につきましては、今年度中に執行するものでございます。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今、ご答弁いただいたところの部分なんですけれども、歳入の部分の9ページのところ、財政健全化事業債の発行と、県の貸付金という形になっておりまして、細目のところ、公営住宅建設事業債分、臨時地方道整備事業債分、一般会計のほうはいいとして、義務教育旧施設整備事業債分という形になっておりますよね。それぞれ債権の使用目的、目的が定められているところであると思います。

今、ご答弁いただいた内容ですと、年度内の形で繰入れという形でありますから、これ確実に、その金額はそちらの事業のほうに充てられるということによろしいんですね。確認させていただきます。よろしく申し上げます。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） この9ページに記載しております公営住宅建設事業債等でございます。

すけれども、これを繰上償還いたしまして、それに対して、その繰上償還した額を県から貸付金として受けて借換えをするということになっております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい。理解できました。ありがとうございます。

2回目の質問になりますが、最後になります。

先ほど副町長のほうから事務手続上の話としては説明を伺いました。ありがとうございます。

町を代表する町長としまして、お気持ちをお伺いしたいんですけれども、これ着手することになります。一步踏み出すことになります。そのお気持ちを伺いたいです。よろしくお願ひします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） はい。今、ご指摘いただきましたように、これからというか、財政健全化につきましては、ここ何年間というか、議論を深めながら、県とのそういう話合いというか勉強会もしてまいりました。これからスタートをしっかりとしていきます。それとともに、また内容につきましてはいろんなところで、また議員の皆様とか住民の皆様にもしっかりとお知らせしまして、完全にやっていくという決意で頑張っていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（梅野美智代） ほかにございませぬか。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 先ほど坂本議員が質問した中で、この計画はほぼ県も確定しているということなんですけれども、その中で、豆山の郷とまほろばホールの休止というか閉めることに対する効果額について聞かれたと思うんですけれども、それぞれ教えてください。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） この計画の5年間の効果額でございますけれども、まず、まほろばホールにつきましては3,324万4,000円、豆山の郷につきましては1億2,956万7,000円を見込んでおります。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村 潔） 9ページのところで、県からの支援をいただく債権の額が1億8,990万と、それをそれぞれの事業分に充てているわけですがけれども、120億以上の借金があって、そのうちの1億8,990万を算出した基準、利率とかいろいろあると思うんですがけれども、それから、この条件とか、そういうのを決めたとするんですがけれども、どういうふうな考え方でやっておられたのか教えてほしいんですがけれども。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 今回、この借換えの対象となる基準でございますけれども、奈良県のほうから、政府資金については利率の高いものということ、あと、市中銀行分については奈良県の基準で残存期間が12年以下というもので条件の設定がございました。そういった中で算出されたものが、今回提出させていただいたものになります。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、この県から1億8,900万ということで、これを借りて繰上償還することで、来年度以降、実質公債費負担比率の数値というのはどのようになるんですか。今、河合町のほうで重症警報でも実質公債費負担比率はかなり上位、1位やったかな、ぐらいになっていると思うんですがけれども、これをすることで財政指標の数値はどのように変わっていくのか、ちょっと教えてもらえますか。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 今回の奈良県の資金による借換えの実施後ということですがけれども、今回、健全化計画の改定版の7ページに実質公債費比率の推移ということでグラフで記載させていただいております。

その中で、この健全化実施前と後ということでもありますけれども、ここで記載しております令和7年度におきましてピークになると想定しておりますけれども、この健全化の実施によって1.1%減少して、18.5%になるということを見込んでおります。その後もこの健全化

によって若干増減ございますけれども、減少しているということでございます。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回、急遽補正で出してきたということになりますが、やはりまだこの内容について説明をしている最中、もともと条件が議会の了承ということで、その手続として説明をしている最中だと思えます。

とりわけ借入金額も含めて、この間受けてきた説明からも数字も変わるという状況ですので、そういう点では、やっぱり丁寧にきちっと説明をした上で、その上で、手続そのものはするということは考えておりましたけれども、県のほうとの関係でもきちっと決まってから必要な補正であればすると、やっぱりそういう手続をしたほうがよかったのではないかと思います。

もう一点は、やはり当然前提になります健全化計画の中身についてということにも当然関わってきます。そういう点で言えば、やはり住民サービスの低下につながらないようにというのが、やっぱり今の健全化の一つの土台とも考えるべきだと思っていますので、まほろばホールや豆山の郷、閉めることを前提にした効果額というところまで出しているというわけですから、その内容については、ぜひそうでないほうを含めて検討する余地はないのかというようなことが必要やと思っていますので、そういうことも含めて、この補正予算については反対したいと思えます。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第55号 令和3年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

---

### ◎議員発議第9号の上程、説明、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第10、議員発議第9号 コロナ禍による米価下落対策を求める意見書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、所定の賛成者があります。提出者の谷本昌弘議員の説明を求めます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） コロナ禍による米価下落対策を求める意見書。

食料品やガソリン、建築資材などの高騰が家計を圧迫し、一方で米価の下落が米農家を直撃しています。米価の下落は、新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少が最大の要因であり、コロナ禍は事実上の災害と言えます。

奈良県農協の県産ヒノヒカリの買上げ価格は、1俵1,800円下落の1万1,500円で、昨年を上回る下落幅となり、50年近く前の米価となっています。

昨年のウンカ被害に続く米価の下落に対して、多くの米農家は米価の暴落で機械も買換えもできない、もう米作りをやめる、米作りを諦める人が集落でますます増えて放棄地だらけになるなどの営農意欲を減退させる米価暴落に危機感が広がっています。

コロナ禍による米の過剰在庫分は、国が責任を持って市場から隔離すべきであり、その責任を米の生産農家や流通事業者に押しつけることは許されません。今、政府による緊急買入れなどの特別な隔離対策が必要です。コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域の農業を守るため、次の事項について実現されるよう強く要望いたします。

1、コロナ禍の需要減少による過剰米の在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

2番目、政府が買入れた米を生活困難者及び学生などへの食料支援で活用すること。

3番目、国内消費に必要な外国産米の輸入を中止するか、少なくとも、当面、国産米

の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年12月15日、奈良県北葛城郡河合町議会。

以上です。

○議長（梅野美智代） 討論を省略して採決いたします。

議員発議第9号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席願います。

よって、議員発議第9号 コロナ禍による米価下落対策を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（梅野美智代） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（梅野美智代） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了しました。

よって、令和3年第4回定例会はただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前10時50分





地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 坂 本 博 道

署 名 議 員 長谷川 伸 一